

## ○伊万里市土地開発公社情報公開実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊万里市土地開発公社情報公開要綱（以下「要綱」という。）第19条の規定及び伊万里市土地開発公社情報公開規則（以下「規則」という。）第4条に基づき、情報の公開の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報公開の申し込み)

第2条 情報の公開は、規則第2条に規定する情報公開申出書により行うものとする。

(情報の写しの料金)

第3条 規則第4条の規定による情報の写しの料金は、複写に係る実費を徴収するものとし、その額は次のとおりとする。

- (1) 日本工業規格A3判までの規格の用紙を用いた場合は、1枚につきモノクローム10円、カラー50円とする。
- (2) 日本工業規格A3判を超える大きさの用紙を用いた場合は、A3判用紙に換算した枚数（端数切り上げ）に、モノクローム10円、カラー50円を乗じた額とする。

(費用の納付方法)

第4条 規則第5条に規定する納付の方法は、伊万里市土地開発公社が発行する納付書にて納付しなければならない。

附 則

この要領は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。